相談無料

決算指導窓口のご案内

納付期限 所得税 3月17日(月) 消費税 3月31日(月) (個人事業者)

日 時

2月**17**日(月)∼3月**17**日(月)午前9時~午後4時

持ち物

- □ 税務署から配布されている令和6年分申告書類 (届いていない場合は当所にも予備が<mark>ございます)</mark>
- □ 添付書類(保険料控除証明書、国民年金、医療費の領収書等)
- □ 令和 6 年分決算関係・帳簿書類
- □ 参考用に、過去2年分の決算書及び申告書の控え
- □ マイナンバーカードの写し(両面) ※通知カードの場合は運転免許証等の写しが必要です

税理士による 無料相談 ※要予約 税務に関する専門的なご相談は、ぜひご利用ください ※要予約

<2月13日(木)·18日(火)·26日(水)·3月6日(木)

午後1時30分~午後3時30分 氷見商工会館2階

定額減税について

個人事業主は原則として令和6年分の確定申告の際に、所得税の額から特別控除の額が控除されます。

雑損控除について

震災により住宅や家財に損害を受けた方は所得税等の軽減又は免除を受けることができます。

上記のご相談は混雑を避けるため、事前に電話等でご予約ください。 【お問合せ】mail:himi@ccis-toyama.or.jp TEL:74-1200